

SDGs普及に向けた取組について



令和元年11月29日

沖縄県企画部



SDGs普及啓発の取り組み

- 1 沖縄県の各種施策が、SDGsの達成に寄与するものであることを、県民に解りやすく伝える必要がある。
- 2 SDGsのロゴやアイコンの使用は、国連の使用ガイドラインを遵守を前提に、許可などの必要は無く、自由に使用できる。

※国連ガイドラインでは、ロゴやアイコンの変形や色の変更、他ロゴとの組み合わせ等を禁止。

- 3 各種資料、ホームページ、パンフレット、ポスターなどの作成にあたっては、SDGsのロゴ、アイコンなどを積極的に活用する。





「おきなわSDGsパートナー」の募集 ～沖縄県SDGs普及パートナー登録制度～

- 1 SDGsを取り入れた事業活動等を行っている企業・団体において、SDGsの普及啓発の取組に意欲的な企業・団体を公募し、「おきなわSDGsパートナー」として登録する。
- 2 今後、全県的なSDGsの展開に向け、「おきなわSDGsパートナー」とのパートナーシップにより、SDGsの普及啓発を推進する。

＜応募対象＞

- (1) 県内に事務所を有する企業・団体。
- (2) 経済、社会、環境分野について、統合的に取り組んでいること。
- (3) SDGsの取組などを対外的に発信していること。
- (4) SDGsの普及啓発に取り組む方針を持つもの。

＜登録について＞

- (1) パートナー登録にあたり、沖縄県から登録証を交付。
※登録証の交付式を予定。
- (2) 各団体の取組を沖縄県ホームページ等で公表。
- (3) 県のポスター、パンフレット等を広報ツールとして提供。

